

自然再生事業実施計画書に関するご意見

資料-2

No	ご意見	ご意見に対する回答	本文修正(案)
1	P.1 自然再生地の前提条件として調節池計画の記述があった方がよい。	ご指摘の通り、前提条件であるので追記します。	さらに、本地区における本実施計画書以外の施策についても、 今後予定される調節池計画(約53km～48km付近)と整合を図りながら 、自然再生と地域の活性化を目指して、多様な事業実施主体による施策が効果的に推進するように関係者と連携を進めていく。
2	P.1 自然再生地の意義や価値について、イメージの持てる記述があった方がよい。	自然再生基本方針(環境省)において、自然再生の視点として「地域に固有の生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨とすべきこと」としており、本自然再生事業においても基本的事項であるので追加します。	P4の通り
3	P.3 対象箇所が地域のメリットを生み出せる場所ということを表現してほしい。	表現を修正します。	当該地区は都心から40km圏内の、首都圏に存在する自然環境の魅力ある地区となっており、 首都圏都市部の住民 からも自然とふれあえる憩いの場として、 エコツーリズム等の地域資源 となり、さらなる期待を持たれる地区と思われる。
4	P.5 「約70年前の河川改修・・・」とあるが、地元の年寄り等の話からすれば、現在の荒川本川は少なくとも約80年以上前、大正から昭和初期以前の工事により既成されていると考えられるが？	「荒川治水誌(昭和29年8月)」によると、昭和14年4月に中流部の横堤を竣工をしたと記されている。当該地区の流路の直線化の施工時期については明示されていないが、大正11年より昭和10年に中流部の掘削が行われている記述があることから旧流路は70年以上前に存在している可能性が高いことから表現を訂正します。	約70年前 大正から昭和初期 に行った河川改修事業により、蛇行した流れを新たに直線化した際に取り残された結果生じたものであり、・・・
5	p.5 「昭和30年代・・・河床が著しく低下した」とあるが、確かに砂利採取により幾分か河床低下があったにせよ、当時の状況を顧みれば大量の砂利等が流下をくりかえしたため、その影響は少ないものと考えられる。河床低下影響が顕著に現れたのは昭和40年代以降と考えられる。その大きな要因は荒川上流に多くの砂防等多くのダムが整備され、その結果今日のように河床が急激に低下したと考えられる。ちなみに、「河床低下が沈静化した」のは現在の河床高が殆どAP点に近づいているためではないか。また当然のこととして、砂防ダム等の影響がなければ、以前のように大量砂利等が流下し、河床は上昇すると考えられる。	河床低下については、指摘の通り砂利採取の他、砂防ダム・ダムによる土砂拵止、河道改修等の要因が重なり合い河床低下が進行したと考えられますが、河床低下に関する個別施設の定量的評価は解明されていないため要因の記載については削除します。	荒川太郎右衛門自然再生地周辺の荒川本川の河床は、昭和30年代をピークとした砂利採取等により河床が著しく低下した。河床低下は昭和40年代までをピークで 著しく低下し 、その後沈静化したと みられ 、本川と旧流路との河床高の差は5m～9m程度となっている。

No	ご意見	ご意見に対する回答	本文修正(案)
6	P.8 「旧流路を・・減少していると推測される。」とあるが、推測とはあまりハッキリとした根拠や証拠がないときの「推論」である。本事業を実施するに当たっての最も重要な論旨となる部分であるため、もっと確証のある表現をすべきでないか？	指摘の通り訂正します。	旧流路の上池の開放水面は昭和20年代と比較して大きく減少しており、旧流路を中心とした湿地環境も減少している。と推測される。要因としては、荒川本川の河床低下、洪水時の冠水頻度の低下、地下水水位の低下、旧流路への土砂の堆積による湧水の減少などの条件が重なり合い乾燥化が進んでいると考えられる。その他また、中池も開放水面は減少しているものの下池は、赤城樋管からの流入等もあって、水面が存続しているや水田の落ち水等により通年水面が確保されていることも推測される。下池は昭和20年代から上池・中池より開放水面が小さい状況であったが現在も水面は存続している。
7(1)	P.8 「中池、下池は、……水面が確保されている……」とあるが、 (1) 「・・確保されている・・」とすると、前段の「・・旧水路を中心とした湿地環境も減少・・」の関係が理解しにくいのではないか？	太郎右衛門地区全体として湿地環境が減少したが、当面、上池の再生から実施する状況を記述しているが、誤解の無いように表現を訂正します。	
7(2)	P.8 (2) 下池は赤城樋管の落ち水とは、全く関係がないのではないかとすると、下池は水田の落ち水により水位をたもっていることになり、過去に何人かの委員からも質問のあったように、水田の水源地問題をどのように考えるのか？		
8	P.14 エキサイゼリ・オナモミの分布箇所について確認してほしい。	平成14年より荒川上流河川事務所で開催した植物相調査をもとに修正します。	P8の通り
9	P.18 (市民団体では)協議会策定案の実施計画案の第2節2.2、2)④維持管理の(2)(3)について、ぜひとも早期にその実行計画等を策定して、関係団体および市民の参加のもとに実施に向けての具現化・実現化を望んでいる。その段取り(キックオフのイベント開催、関係市民団体等参加の呼びかけ、作業実施方法など)を早急に検討するためのワーキンググループを組織することを望む。	環境モニタリングの状況をふまえ、関係団体および市民の参加のもと実施の具現化・実現化に向け、保全ミーティング等の開催を行います。	文章の訂正は無し
10	P.19 将来実施する施策の検討の項目の記述で目的と検討内容がわかりづらい。	全体構想における「施策の検討」および全体構想を推進するための「地域への広がり」に項目立てし、それぞれ目的・検討内容について追記します。	P9の通り

荒川太郎右衛門地区自然再生実施計画(案)
資料事前送付時一意見修正後
対比図

資料事前送付時 P.1

はじめに

荒川太郎右衛門自然再生地は、首都圏の都市部近郊において豊かな自然環境が残されており、身近な自然の保全・再生や自然にふれあう場の創出により、多くの人に荒川的环境や周辺の魅力を伝える場になることから当地区で自然再生に取り組む意義がある。

これまで、自然再生推進法に基づき荒川太郎右衛門地区自然再生協議会では、荒川太郎右衛門自然再生地における自然環境の保全と再生を目指して、「荒川太郎右衛門地区自然再生事業自然再生全体構想」を作成した。

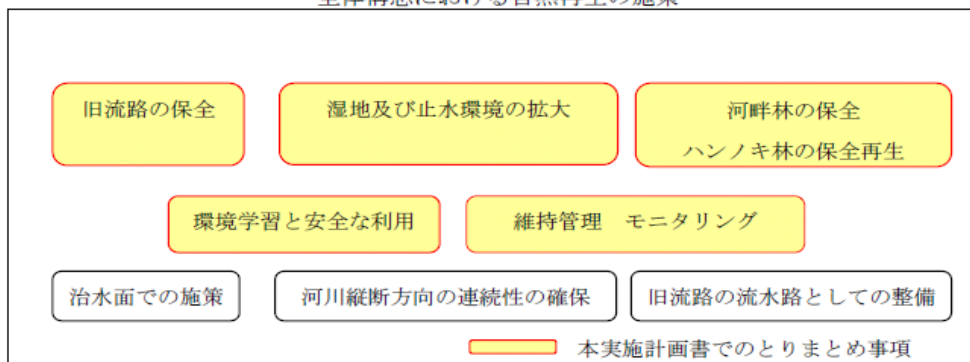
本「荒川太郎右衛門地区自然再生事業実施計画書」は、当面、荒川上流河川事務所が事業実施者として先に策定された自然再生全体構想を踏まえ、国有地化された区域において、比較的早期(概ね5年を目処)に実施可能な施策(旧流路及び河畔林の保全・再生、維持管理)についてとりまとめたものである。

これらの施策実施にあたっては、地域住民等の理解と協力が得られるよう、自然再生に関する情報を地域住民と幅広く共有し、地域と調和した自然再生を目指していく。なお、本実施計画書を具体化するため必要な事項(実施内容、役割分担等)は別に取りまとめていくこととする。

また、モニタリング調査により事業目標の達成状況を評価し、必要に応じて本実施計画を適宜見直していく。

さらに、当地区における本実施計画書以外の施策についても自然再生と地域の活性化を目指して、多様な主体による施策が効果的に推進するように関係者と検討を進めていく。

全体構想における自然再生の施策



意見表No.1, No.2

はじめに

荒川太郎右衛門自然再生地は、首都圏の都市部近郊において豊かな自然環境が残されている地区で、身近な自然の保全・再生等自然にふれあえる場の創出により**多くの人との関わりの中で、地域に固有の生物多様性の確保や自然と共生する社会の実現のため、当地区で自然再生に取り組む意義がある。あわせて、地球温暖化対策等の地球環境の保全やエコツーリズム等における地域資源として寄与するものである。**

これまで、自然再生推進法に基づき荒川太郎右衛門地区自然再生協議会では、荒川太郎右衛門自然再生地における自然環境の保全と再生を目指して、「荒川太郎右衛門地区自然再生事業自然再生全体構想」を作成した。

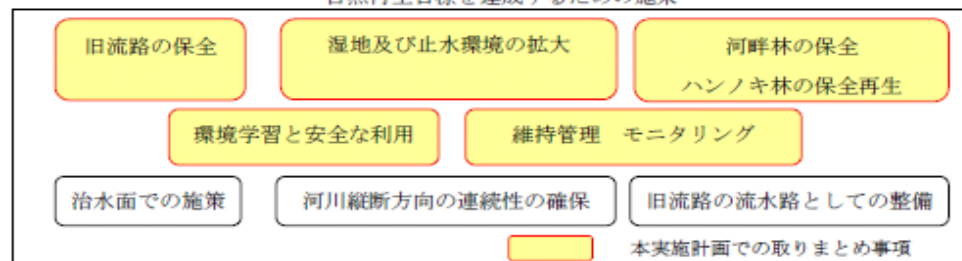
本「荒川太郎右衛門地区自然再生事業実施計画書」は、当面、荒川上流河川事務所が事業実施者として先に策定された自然再生全体構想を踏まえ、国有地化された区域において、比較的早期(概ね5年を目処)に実施可能な施策(旧流路及び河畔林の保全・再生、維持管理)についてとりまとめたものである。

これらの施策実施にあたっては、地域住民等の理解と協力が得られるよう、自然再生に関する情報を地域住民と幅広く共有し、地域と調和した自然再生を目指していく。なお、本実施計画書を具体化するため必要な事項(実施内容、役割分担等)は別に取りまとめていくこととする。

また、モニタリング調査により事業目標の達成状況を評価し、必要に応じて本実施計画を適宜見直していく。

さらに、当地区における本実施計画書以外の施策についても、**今後予定される調節池計画(約53km~48km付近)と整合を図りながら、自然再生と地域の活性化を目指して、多様な事業実施主体による施策が効果的に推進するように関係者と連携を進めていく。**

自然再生全体構想における
自然再生目標を達成するための施策



第2章 対象区域及び内容

第1節 対象区域

1.1 対象区域

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会が対象とする自然再生地は、荒川中流域において良好な湿地環境が残る太郎右衛門橋下流約4km区間(約50.4km~54.0km)に位置する。当該地区は都心から40km圏内の、首都圏に存在する自然環境の魅力ある地区となっており、首都圏からも自然とふれあえる憩いの場として、さらなる期待を持たれる地区と思われる。

本実施計画書の対象区域は荒川太郎右衛門自然再生地のうち、旧流路及びその周辺、並びに中池、下池近傍のまとまりのある河畔林であり、その範囲において実施する内容について示す。



図 2-1 広域図

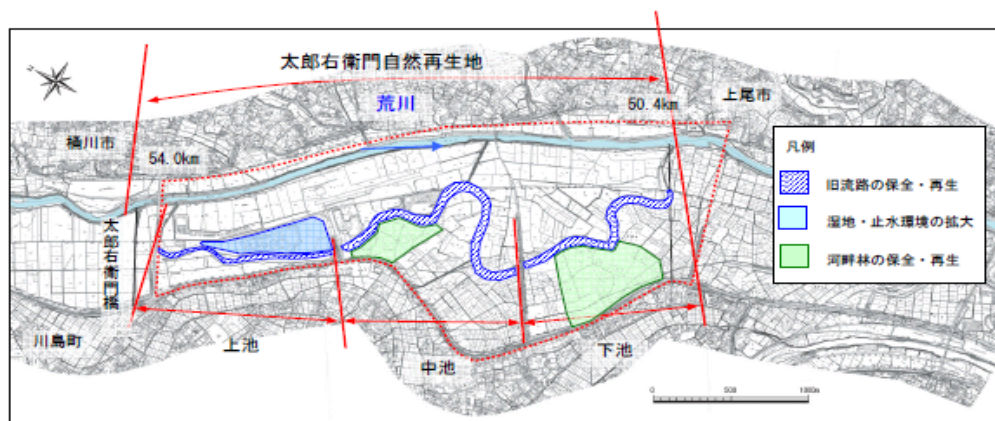


図2-2 対象区域

第2章 対象区域及び内容

第1節 対象区域

1.1 対象区域

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会が対象とする自然再生地は、荒川中流域において良好な湿地環境が残る太郎右衛門橋下流約4km区間(約50.4km~54.0km)に位置する。当該地区は都心から40km圏内の、首都圏に存在する自然環境の魅力ある地区となっており、**都市部の住民**からも自然とふれあえる憩いの場として、**エコツーリズム等の地域資源等**となり、さらなる期待を持たれる地区と思われる。

本実施計画書の対象区域は荒川太郎右衛門自然再生地のうち、旧流路及びその周辺、並びに中池、下池近傍のまとまりのある河畔林であり、その範囲において実施する内容について示す。



図 2-1 広域図

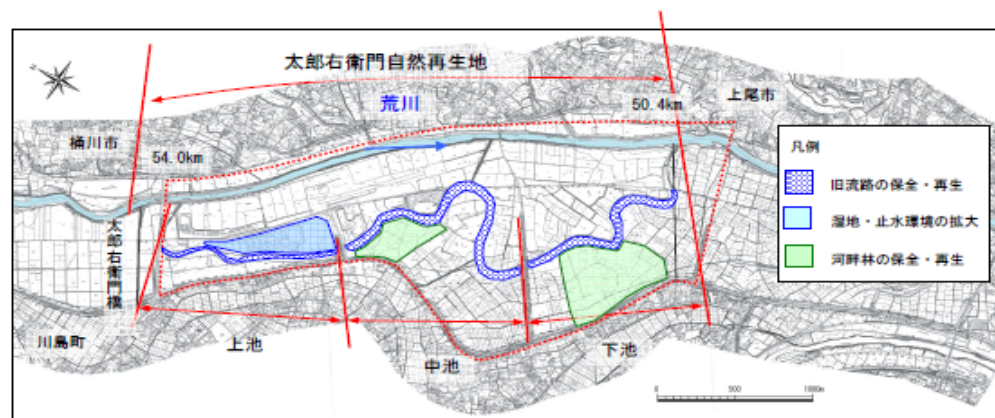


図2-2 対象区域

1.2 変遷及び現状

1) 変遷

荒川では昔から数多くの水害が発生していたが、明治43年（1910年）の大洪水をきっかけに国の事業として河川改修事業が進められてきた。荒川太郎右衛門自然再生地の旧流路は、約70年前の河川改修事業により、蛇行した流れを新たに直線化した際に取り残された結果生じたものであり、時を同じくして、河道内の遊水機能を高めるために築かれた横堤により3つの池（上池、中池、下池）に分断され、現在の形状となった。

荒川太郎右衛門自然再生地周辺の荒川本川の河床は、昭和30年代をピークとした砂利採取等により河床が著しく低下した。河床低下は昭和40年代までがピークでその後沈静化した。本川と旧流路との河床高の差は5m～9m程度となっている。

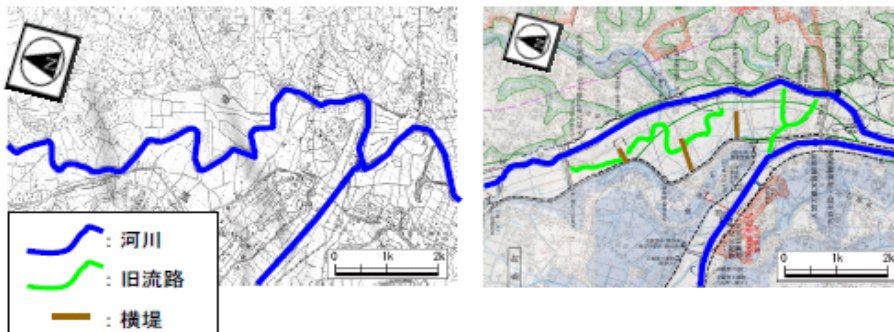


図2-4 明治14年第一軍管地区迅速測図平面図

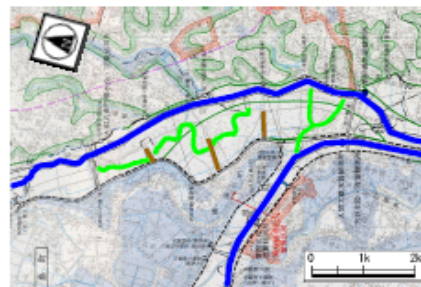


図2-5 現状河道平面図

荒川太郎右衛門自然再生地周辺の高水敷は、昭和20年代は稲作を中心とした耕作地が広がっていたとされる。昭和40年代以降は、社会情勢の変化の中畑作への転向やレクリエーション施設などの土地利用がされている他、旧流路周辺の樹林は壮齢化が進んだ。

また、将来的には、調節池等の治水事業が計画されている。

1.2 変遷及び現状

1) 変遷

荒川では昔から数多くの水害が発生していたが、明治43年（1910年）の大洪水をきっかけに国の事業として河川改修事業が進められてきた。荒川太郎右衛門自然再生地の旧流路は、大正から昭和初期に行った河川改修事業により、蛇行した流れを新たに直線化した際に取り残された結果生じたものであり、時を同じくして、河道内の遊水機能を高めるために築かれた横堤により3つの池（上池、中池、下池）に分断され、現在の形状となった。

荒川太郎右衛門自然再生地周辺の荒川本川の河床は昭和40年代までをピークに著しく低下し、その後沈静化したとみられ、本川と旧流路との河床高の差は5m～9m程度となっている。

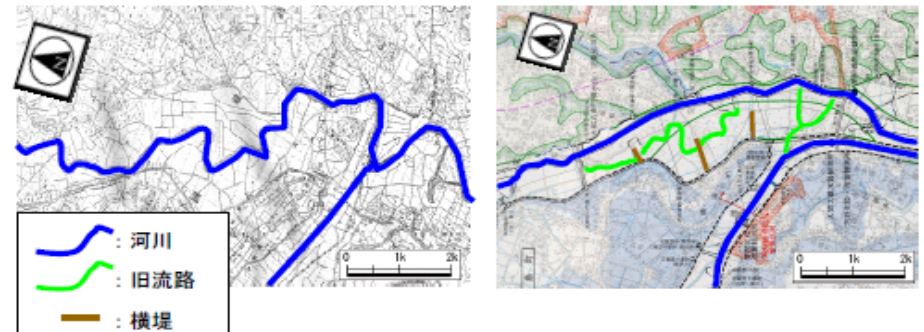


図2-4 明治14年第一軍管地区迅速測図平面図

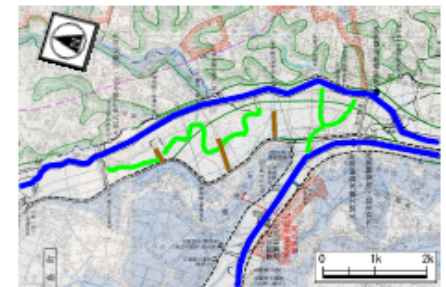


図2-5 現状河道平面図

荒川太郎右衛門自然再生地周辺の高水敷は、昭和20年代は稲作を中心とした耕作地が広がっていたとされる。昭和40年代以降は、社会情勢の変化の中畑作への転向やレクリエーション施設などの土地利用がされている他、旧流路周辺の樹林は壮齢化が進んだ。

また、将来的には、調節池等の治水事業が計画されている。

②旧流路（上池・中池・下池）

旧流路（上池・中池・下池）の開放水面は昭和20年代と比較して減少しており、旧流路を中心とした湿地環境も減少していると推測される。要因としては、荒川本川の河床低下、洪水時の冠水頻度の低下、地下水位の低下、旧流路への土砂の堆積による湧水の減少などの条件が重なり合い乾燥化が進んでいると考えられる。その他、中池・下池は、赤城樋管からの流入や水田の落ち水等により通年水面が確保されていることも推測される。



昭和20年代

平成12年

図2-10 空中写真による開放水面の推定



図2-11 上池

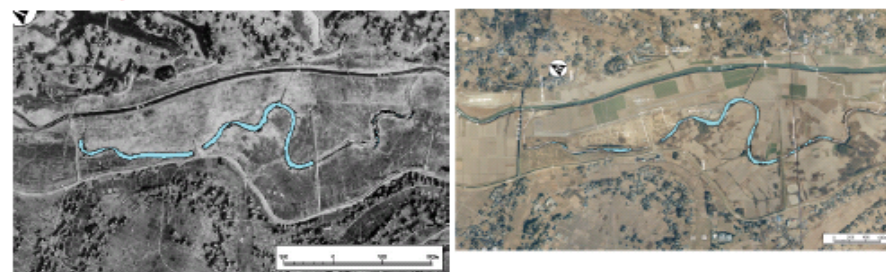


図2-12 中池

図2-13 下池

②旧流路（上池・中池・下池）

旧流路の上池の開放水面は昭和20年代と比較して大きく減少しており、旧流路を中心とした湿地環境も減少している。要因としては、荒川本川の河床低下、洪水時の冠水頻度の低下、旧流路への土砂の堆積による湧水の減少などの条件が重なり合い乾燥化が進んでいると考えられる。その他、中池も開放水面は減少しているものの、赤城樋管からの流入等もあって水面が存続している。下池は昭和20年代から上池・中池より開放水面が小さい状況であったが現在も水面は存続している。



昭和20年代

平成12年

図2-10 空中写真による開放水面の推定



図2-11 上池



図2-12 中池

図2-13 下池

2) 内容

①旧流路の保全・再生

旧流路（上池・中池・下池）の保全・再生に取り組むものとし、上池は掘削・呑口の切下げにより開放水面の創出を図り、中池・下池については開放水面があることから、環境を改変しないでモニタリングしながら保全を行う。

上池の開放水面の創出においては、上池上流側で、地下水の湧水を期待し河床堆積物の掘削を行う。なお、上池下流側では希少種（エキサイゼリ、オナモミ）が確認されていることから、これらの希少種を保全する観点から環境を改変しないように現状の保全を行う。

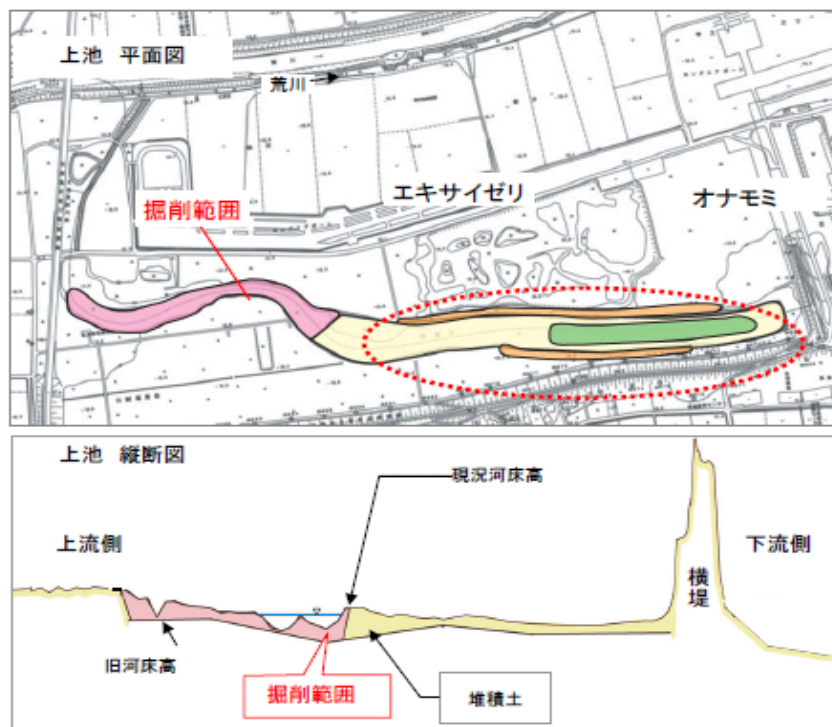


図 2-23 上池掘削範囲

2) 内容

①旧流路の保全・再生

旧流路（上池・中池・下池）の保全・再生に取り組むものとし、上池は掘削・呑口の切下げにより開放水面の創出を図り、中池・下池については開放水面があることから、環境を改変しないでモニタリングしながら保全を行う。

上池の開放水面の創出においては、上池上流側で、地下水の湧水を期待し河床堆積物の掘削を行う。なお、上池下流側では希少種（エキサイゼリ、オナモミ）が確認されていることから、これらの希少種を保全する観点から環境を改変しないように現状の保全を行う。

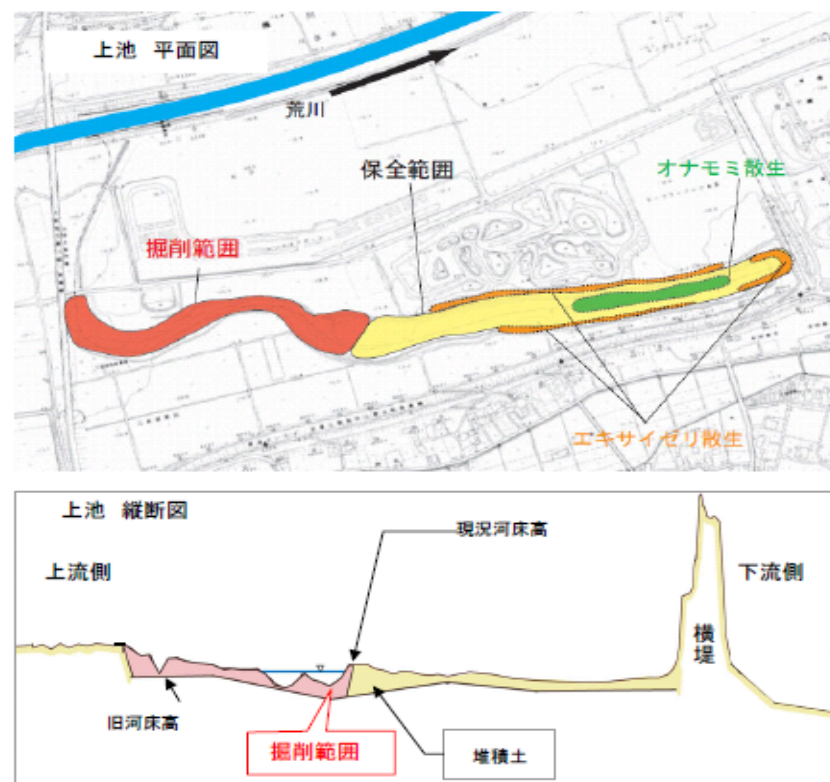


図 2-23 上池掘削範囲

⑤将来実施する施策に関する検討

荒川太郎右衛門自然再生地の全体構想の段階的な推進に向けて、本実施計画の施策の評価及び自然再生地全域の植生調査など必要な調査を実施しながら下記の検討を進めるものとする。

(1) 民有地における湿地及び止水環境の拡大

植生調査などのモニタリング結果や自然再生地も含まれた今後予定される調節池計画（約 53km～48km 付近）と整合を図りながら、検討を進めていく。

(2) 流水環境の整備

湿地及び止水環境の拡大とともに、植生調査などのモニタリング結果や今後予定される調節池計画（約 53km～48km 付近）と整合を図りながら、検討を進めていく。

(3) エコロジカル・ネットワークの形成

荒川太郎右衛門自然再生地は、上流の荒川ビオトープと下流の三ツ又沼ビオトープをつなぐ縦軸のネットワーク及び入間川や江川とのネットワークの「核」となるので、ネットワークを踏まえて当地区における施策の検討を進めていく。

(4) 情報の共有

自然再生事業の実施に関わる方々の理解や協力が得られるよう、説明会や意見交換会等によって必要な情報を共有するとともに情報発信にも取り組む。

(5) 地域の活性化

周辺地域の活性化に寄与するように自然再生全体構想のコンセプトを踏まえ、多様な主体による施策が効果的に推進するように関係者と検討を進める。

⑤将来実施する施策等に関する検討

荒川太郎右衛門自然再生地の全体構想の段階的な推進に向けて、本実施計画の施策の評価及び自然再生地全域の植生調査など必要な調査を実施しながら下記の検討を進めるものとする。また、検討にあたっては、今後予定される調節池計画（約 53km～48km 付近）と整合を図りながら進めていく。

1. 施策の検討

(1) 民有地における湿地及び止水環境の拡大

自然再生地での多様な水域・水際環境の創出のため、植生調査などのモニタリング結果を勘案して、湿地や止水環境の拡大を検討していく。

(2) 旧流路の流水路としての整備

自然再生地での多様な水域・水際環境の創出のために、旧流路の植生調査などのモニタリング結果を勘案して、湿地及び止水環境の拡大とともに、流水を有した環境の整備手法を検討する。

なお、旧流路の形状を出来るだけ活かすこととするが、現在の止水環境の保全を考慮し、流水路の位置は幅広く検討していく。

2. 周辺地域への広がり

(1) エコロジカル・ネットワークの核の形成

荒川太郎右衛門自然再生地が、上流の荒川ビオトープと下流の三ツ又沼ビオトープをつなぐ縦軸のネットワーク及び入間川や江川などのネットワークの「核」となるよう、ネットワークを踏まえて、自然再生地における湿地環境のさらなる保全・再生などの検討を進めていく。

(2) 情報の共有

自然再生事業の実施に関わる方々の理解や協力が得られるよう、説明会や意見交換会等によって必要な情報を共有するとともに情報発信にも取り組む。

(3) 地域の活性化

自然再生全体構想のコンセプトを踏まえ、地域の活性化のため、多様な事業実施主体が地域の活性化に寄与するような施策を効果的に推進するよう、関係者との連携を図る。